



# 宮 崎 県 公 報

平成28年 8 月22日 (月曜日) 第 2822 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法に基づく介護機関（居宅介護事業所）の指定……………（福祉保健課） 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護事業所）の名称の変更……………（ “ ” ） 1

頁

- 生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護事業所）の所在地の変更……………（福祉保健課） 1
- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意（2件）……………（水産政策課） 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………（砂防課） 2
- 宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出……………（会計課） 2
- 公 告
- 県営土地改良事業計画の策定……………（農村整備課） 3

## 告 示

### 宮崎県告示第 536号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社フ レンド薬局	日向市中町 5 番地 2	株式会社フ レンド薬局	日向市中町 5 番地 2	平成28年 8 月 1 日
有限会社二 葉薬局	小林市真方 13番地	二葉薬局細 野	小林市細野 4042- 2	平成28年 4 月 1 日

### 宮崎県告示第 537号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社 日豊福祉 サービス	延岡市大貫町 4 丁 目1320番地 1	デイサー ビスふる かわ	延岡市古川町 377 番地

### 2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
デイサービスおおぬき	デイサービスふるかわ	平成28年 4 月 1 日

### 宮崎県告示第 538号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社 笑顔	都城市鷹尾 2 丁目 1 - 5	居宅介護 支援事業 所 笑顔	都城市鷹尾 2 丁目 1 - 5
西日本総 合福祉株	都城市下川東 4 丁 目3210番地 3	訪問看護 ステーシ	都城市下川東 4 丁 目3210番地

株式会社		ョ ン 元 気	
株式会社 日豊福祉 サービス	延岡市大貫町 4 丁 目1320番地 1	デイサー ビスふる かわ	延岡市古川町 377 番地

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市上川東 2 丁目19- 13-2-201	都城市鷹尾 2 丁目 1-5	平成28年 5月23日
都城市上東町 3 街区11号	都城市下川東 4 丁目3210 番地	平成28年 8月 1 日
延岡市大貫町 4 丁目1318 番地	延岡市古川町 377番地	平成28年 4月 1 日

宮崎県告示第 539号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成28年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成28年 6 月16日
発起人の住所及び氏名	宮崎市 砂地 義春 宮崎市 日高 政美
加入区 の 名 称	中部加入区
区 域	榎浜漁業組合の地区及び宮崎漁業協同組合の地区
区 分	宮崎漁業協同組合の地区の者が営む小型漁船漁業

宮崎県告示第 540号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成28年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成28年 6 月16日
発起人の住所及び氏名	宮崎市 酒井 英明 宮崎市 手束 善太郎
加入区 の 名 称	宮崎市加入区
区 域	宮崎市漁業協同組合の地区
区 分	旧青島漁業協同組合の地区の者が営む小型漁船漁業であって小型機船底びき網等漁業、小型まき網漁業、小型定置漁業及び機船船びき網漁業以外のもの

宮崎県告示第 541号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成28年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 中栄松地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1号から標柱10号までを順次結んだ線、標柱10号と標柱11号を市道栄松 1 号線宮民地境界に沿って結んだ線及び標柱 1 号と標柱11号を結んだ線により囲まれた土地の区域（昭和53年宮崎県告示第 633号中栄松に掲げる区域を除く。）

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	日南市南郷町中村字空也ヶ迫乙3934
2	” ” ” 乙3934
3	” ” ” 乙3935
4	” ” ” 乙3935
5	” ” ” 乙3936-1
6	” ” ” 乙3936-2
7	” ” ” 乙3936-2
8	” ” ” 乙3936-2
9	” ” ” 乙3936-2
10	” ” ” 乙3863-30
11	” ” ” 乙3863-35

宮崎県告示第 542号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第 11条第 5 項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成28年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	
えびの市大 字栗下1292 えびの市 役所内	えびの市長	えびの市大 字栗下1292 番地 えび の市役所本 庁舎内  えびの市大 字原田3453 番地 えび の市役所飯 野出張所内  えびの市大 字向江 798 番地 えび の市役所真 幸出張所内	えびの市長	平成28年 4月1日

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、上野地区県営土地改良事業（高千穂町、中山間地域総合整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類  
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年 8 月22日から平成28年 9 月20日まで
- 3 縦覧場所  
高千穂町役場 農地整備課内
- 4 その他  
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。  
また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

--	--